

第2章 調査結果を踏まえた考察

1 ヒアリング調査結果を踏まえた子若協議会設置・運営等に係る地方公共団体からの指摘と課題

(1) 子供・若者に対する支援ネットワークの現状

全国の子若協議会の設置状況と体制

ここでは、子若協議会の設置・運営に関する状況について概説する。

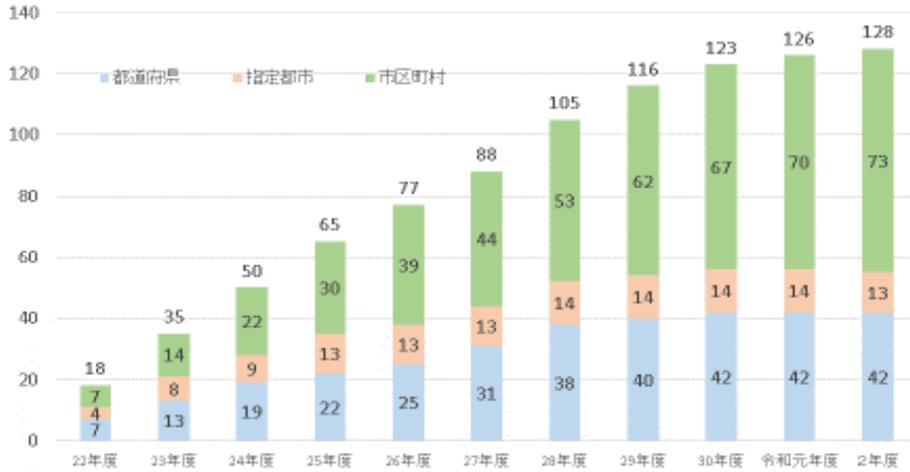
令和3年1月現在、全国に設置されている子若協議会は128(図表1、図表2)である。そのうち、都道府県設置の子若協議会は42、政令指定都市13、その他市区町村73である。都道府県における設置率は約9割、政令指定都市は約7割、その他市区町村では1割未満となっており、市区町村における設置率が低い。また、地方公共団体単独設置の子若協議会が大部分であるが、徳島県松茂町・北島町や、愛知県あま市・大治町のように複数の地方公共団体が一つの子若協議会を運営している地域や、愛知県豊橋市と周辺地方公共団体が子若協議会機能を共有する形で運営されている地域も存在している。

図表1 全国の子ども・若者支援地域協議会設置地域(令和3年1月1日現在)

都道府県 (42)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
政令指定都市 (13)	北海道札幌市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、大阪府堺市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、熊本県熊本市
その他市区町村 (73)	北海道石狩市、北海道帯広市、北海道中頓別町、青森県青森市、秋田県大仙市、秋田県三種町、栃木県宇都宮市、栃木県鹿沼市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都新宿区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都葛飾区、東京都立川市、東京都調布市、東京都国分寺市、新潟県村上市、新潟県三条市、新潟県南魚沼市、新潟県妙高市、新潟県関川村、福井県若狭町、静岡県富士宮市、静岡県富士市、静岡県島田市、静岡県焼津市、静岡県藤枝市、静岡県掛川市、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県田原市、愛知県北名古屋市、愛知県あま市・大治町、滋賀県高島市、滋賀県米原市、滋賀県彦根市、滋賀県大津市、大阪府豊中市、大阪府茨木市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、兵庫県川西市、兵庫県神河町、奈良県奈良市、奈良県天理市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、島根県松江市、島根県出雲市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県美郷町、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県勝央町、山口県萩市、徳島県松茂町・北島町、徳島県上板町、香川県高松市、愛媛県四国中央市、沖縄県石垣市
計128地域	

図表 2

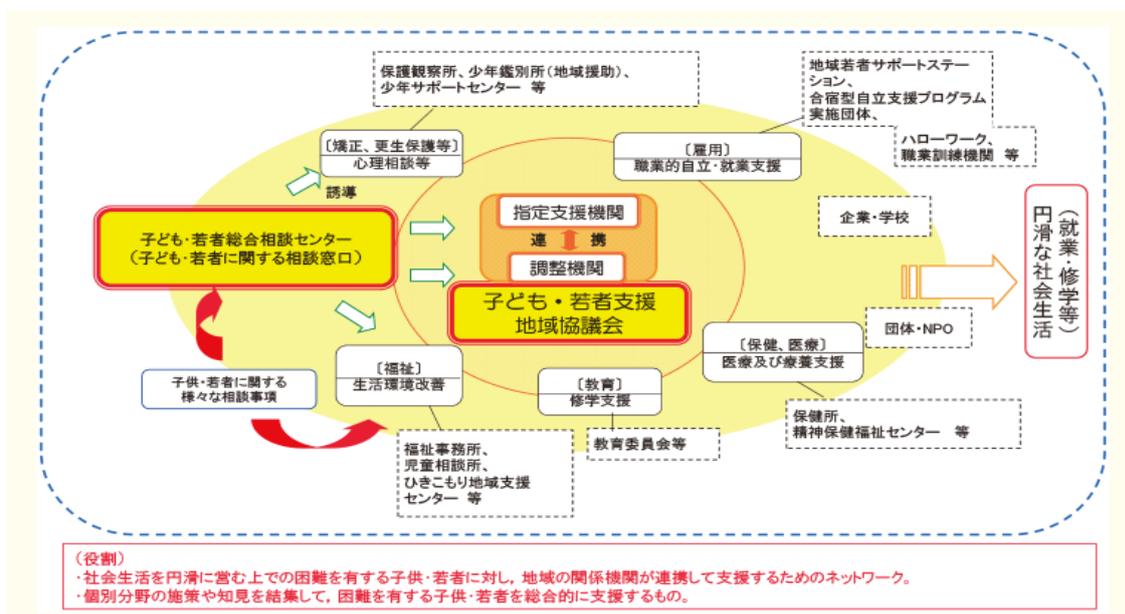
◆令和3年1月1日時点で、128地域に設置。



※内閣府が各年度末(令和2年度のみ令和3年1月1日)に把握していた設置状況。

子若協議会の体制面では、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)(以下「子若協議会設置・運営指針」という。)に基づいた設置・運営が行われている。すなわち、子若協議会の中核的な機関としての調整機関・指定支援機関・子若センターと、地域内の支援に係る関係機関が参加し、代表者会議及び実務者会議、ケース検討会議を開催する形で運営している。(図表3)

図表 3 子ども・若者支援地域協議会の全体像



なお、指針に沿った形で運用しているのは都道府県及び政令指定都市設置の子若協議会に多い一方、各種リソースの限られている市区町村設置の子若協議会においては、地域の事情に合わせた子若協議会の体制により運営が行われているのが実情である。(図表4)

図表4 子若協議会の構成機関例

分野	団体	個人
教育	教育委員会、教育センター、学校(大学を含む)	校長その他の教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター
福祉	福祉事務所(家庭児童相談室を含む。)、社会福祉施設、児童相談所、発達障害者支援センター、ひきこもり地域支援センター	保育士、家庭相談員、民生委員・児童委員、社会福祉士
保険、医療	精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、病院・診療所、心理相談所	医師、看護師、保健師、心理職、精神保健福祉士
矯正、更生保護等	保護観察所、少年鑑別所、少年サポートセンター	保護司
雇用	地域若者サポートステーション事業・合宿型自立支援プログラムを運営している NPO 等の法人・団体、ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ	キャリア・コンサルタント
総合相談等	子若センター(少年補導センター、青少年センター等を含む)、子供・若者の支援に携わる NPO 等	少年補導委員

子若協議会の支援対象者

子若協議会の支援対象者として、子若法第15条第1項及び子若協議会設置・運営指針の中では、「修学及び就業のいずれもしていない子供・若者その他の子供・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」とされている。具体的には、ひきこもり状態や若年無業の状態だけでなく、不登校の状態にある子供・若者なども含む幅広い対象者を想定している。

また、対象年齢としては30歳代までの子供・若者が想定されているが、子若協議会によって支援対象者の年齢は地域により異なる。子若協議会及び子若センターの所管課や前身組織の活動内容を受けて、20歳代までを対象としている地域があるのが実情である。しかし一方で、相談に来る若者が対象年齢を外れていたとしても対応するために、「概ね20歳代まで」というような表記で受け入れ可能性を担保している地域も存在する。

子若協議会の運営体制

子若協議会設置・運営指針によれば、子若協議会の運営は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造での運営が示されているものの、地域の実情に合わせて柔軟な運用が認められている。(図表5)

図表5 子若協議会の構造と役割

代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・構成機関の代表者によって組織 ・子若協議会の基本的な運営方針の決定など、実際の担当者で構成される会議が円滑に運営されるための環境整備 ・代表者レベルでの関係構築、当該地域における子供・若者の問題の状況についての情報交換・共有 調整機関以外の地方公共団体の関係部局もオブザーバー参加も可能
実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・構成機関の実務者によって組織 ・子供・若者支援の取組の進行管理 ・地域の実態把握 ・支援機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換 ・支援基盤整備のために必要な連絡調整（家族を対象とした講演会の実施、ボランティアを含む支援者の養成・研修、企業や青少年団体との連携等）
個別ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース担当者によって組織 ・ケース別の対象者の状況把握や問題点の確認 ・支援方針の策定・見直し ・役割分担の決定・認識の共有

本調査でヒアリングを実施した岩手県及び岡山県、各県下の地方公共団体においても、子若協議会を構成する会議体の構造と運用状況は様々であった(図表6)。岩手県及び岡山県では、代表者会議と実務者会議は開催されているが、個別ケース検討会議は開催されていないという点が共通している。都道府県設置の子若協議会の中で個別ケースを検討することが難しいという理由や、県設置の子若センターによる支援と連携の取組の中で対応されているといった理由があると考えられる。

また、各種会議の開催回数については、年度によって調整されているのが実情のようである。岡山県では、設立時や要綱改正時など、特に参画機関の代表者の意見や判断が必要な時に応じて代表者会議が開催されていることが見てとれる。地方公共団体ごとに各会議体の開催目的が違うことから、これらの会議の運用に違いが生まれていると考えられる。

図表 6 本調査ヒアリング実施地域における子若協議会の構造と運用状況

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議を年 1 回開催。主に参加機関間の情報交換を実施 ・実務者会議として研修会を年 4 回実施 ・子若協議会の目的は、参加機関間の関係構築、研修会開催による情報提供、支援体制構築のための相談機関リストの作成
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議は子若協議会設立時及び平成 30 年度の設置要綱改正時の 2 回開催 ・実務者会議は年 1 回開催。その際、研修会も併せて開催
津山市（岡山県）	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議は平成 31 年の子若協議会設置時に開催 ・実務者会議は個別ケース検討会を兼ねて開催
勝央町（岡山県）	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議は年 1 回程度開催 ・実務者会議は必要に応じて個別ケース検討会と兼ねて開催

出典) ヒアリング内容を基に作成

都道府県設置の子若協議会と市区町村設置の子若協議会の役割

子若協議会設置・運営指針において、子若協議会の位置付けと対象者については都道府県及び市区町村設置の子若協議会とで違いはない一方、両者の役割については、市区町村設置の子若協議会が住民への個別具体的な支援を担い、都道府県がそのバックアップを行うという形で整理されている。

特に都道府県設置の子若協議会の役割としては、県全体の子供・若者支援のネットワーク充実に関わる活動の推進、都道府県下の市区町村における子供・若者支援の取組のサポート、都道府県下の市区町村における子若協議会の設置促進の3つが挙げられる。

上記の活動のうち、については子若協議会設置・運営指針の中で明記されてはいないものの、本調査におけるヒアリングで岩手県と岡山県が行っている取組の中で、未設置地域も含めた研修会の実施や、県担当者による市町村への訪問などは、県子若協議会の重要な取組として位置付けられている。また、県設置の子若協議会はないものの、愛知県でも県下地方公共団体に対する丁寧なアプローチにより多くの市町村での子若協議会設置につながっている。

一方で市区町村設置の子若協議会の活動としては、地域内の困難を抱える子供・若者の支援、子供・若者への支援活動を行っている支援機関間の関係構築、生活者の巻き込みなど地域内で支援を行うための生態系（エコシステム）創出が主な活動となっている。ただし、地域によってこれらからの具体的な活動内容は地域によって様々である。例えば勝央町では、地域内の生活者が若者への各種支援活動を担う「はぐくみサポーター制度」(図表 7) や、訪問型支援（アウトリーチ）活動に従事するなどしており、特徴的な活動を行う地方公共団体も少なくない。

図表7 岡山県勝央町はぐくみサポーター募集チラシ

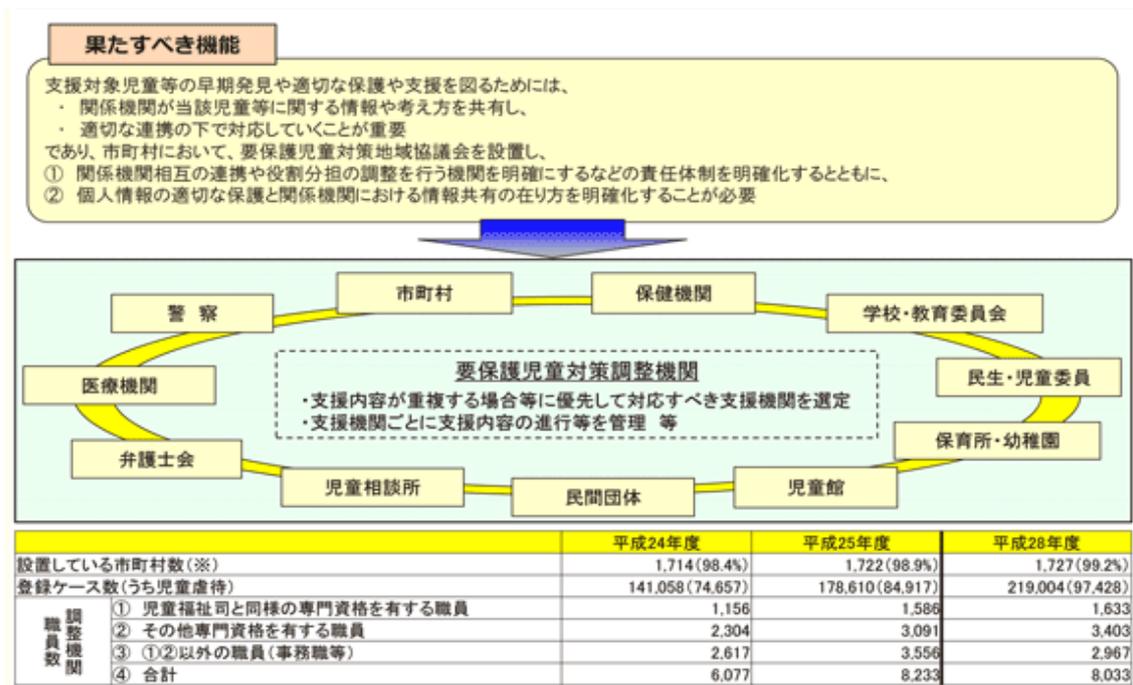


出所) 勝央町ウェブサイトより抜粋

異なるネットワークとの関係性

各地方公共団体には、子若協議会以外にも、子供・若者を支援するための各種ネットワークが存在する。例えば、要保護児童対策地域協議会(図表8)や青少年問題協議会、厚生労働省の重層的支援体制整備事業(令和3年4月から開始予定)(図表9)によって構築されるネットワークなどがこれに当たる。

図表8 要保護児童対策地域協議会の概要



出典) 厚生労働省ウェブサイト

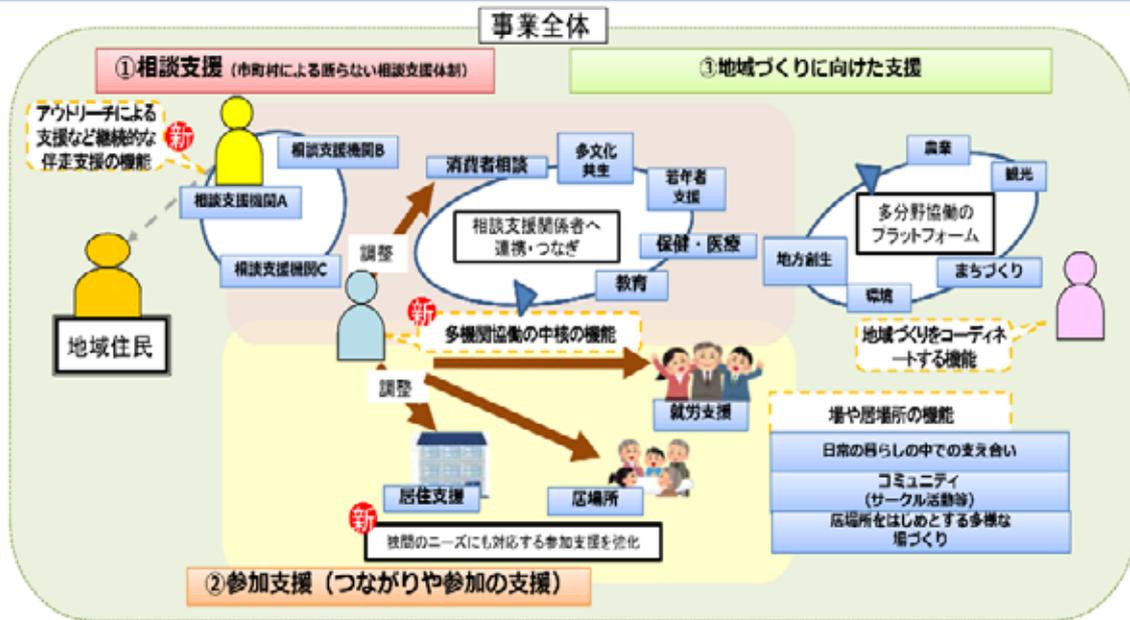
図表 9 厚生労働省の重層的支援体制整備事業の概要

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
- ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間混用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - － 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



出典) 厚生労働省ウェブサイト

これらの既存ネットワーク等と子若協議会とは、支援対象者や参画機関の面で重複していることも多く、ネットワークレベルでどのように連携していくかは多くの地域において現在進行形の課題となっているようである。また、本調査におけるヒアリングの中でも、そういったネットワークとの連携の必要性が認識されながら、実際の活動の中ではうまく連携が進んでいない状況や、子若協議会の設置の必要性がないと判断されている地域もあることが示唆されている。

2 子若協議会を設置・運営していく上での課題

前述した現状も踏まえつつ、ここでは、設置・運営に関わる国・都道府県・市区町村の3つの観点で、子供・若者支援ネットワークの充実に関する課題及び今後のアクションについて、本件調査に参画いただいた有識者の提言等も踏まえ考察する。

(1) 国の取組上の課題及び今後のアクション

本調査におけるヒアリングでの指摘をベースにしつつ、国レベルで子若協議会の設置・運営を推進していく上での問題及び課題認識、今後のアクション(有識者提言)について、図表10のとおり整理した。

図表10 国レベルでの取組の課題及び今後のアクション(有識者提言)

	設置	運営
ヒアリングでの指摘内容	<ul style="list-style-type: none"> Y 子若協議会の必要性に関する情報発信が不十分 Y 子供・若者支援を目的とした他のネットワークとの関係性について明確な指針が示されていない Y 各地の取組の中で顕在化している課題に対して、子若協議会運営・設置指針が対応しきれていない 	<ul style="list-style-type: none"> Y 国からのサポート内容が限定的 Y 都道府県・市町村レベルでの運営の具体的な事例に乏しい Y 各地の取組の中で顕在化している課題に対して、子若協議会運営・設置指針が対応しきれていない
課題	<ul style="list-style-type: none"> Y 子供・若者の現状や問題に関する問題意識の醸成 Y 子供・若者支援に係る他のネットワークとの位置付けの明確化 Y 子供・若者支援の必要性を喚起する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> Y 支援内容の充実 Y 地域のニーズに合った情報提供 Y 子若協議会運営・設置指針の改訂
今後のアクション(有識者提言)	<ul style="list-style-type: none"> Y 青少年問題協議会、要保護児童対策地域協議会等の支援ネットワークを所管する関係省庁との情報共有と役割分担、位置関係についての協議 	<ul style="list-style-type: none"> Y 都道府県別・市区町村(人口規模、担当課の主観業務ごと)の優良事例の取組の整理と共有 Y 子供・若者支援に関する専門家を参照可能なデータベースの整理

	Y 好事例の発信（設置促進につながっているもの） Y 各地の取組内容を反映した子若協議会運営・設置指針の改訂、子供・若者白書の内容の検討	Y 各地の実情に応じた専門家の推薦や取組内容に関する助言 Y スポットで派遣される専門家（研修会講師）だけでなく、地域の取組に伴走する支援者の提供 Y 交流機会の提供（都道府県別・市区町村別開催等） Y 子若協議会運営・設置指針の改訂
--	---	--

出典）ヒアリング等をベースに作成

子若協議会の設置面の課題及び対応の方向性（国レベル）

ヒアリング調査では、子若協議会の設置の面では、国から提示される子若協議会に関する情報の内容について指摘が寄せられた。具体的には、子若協議会がなぜ必要なのか（設置の背景）や、設置を検討する際に、具体的にどのようなプロセス・体制を構築すればよいのか、といった地方公共団体の情報ニーズに応えられていないと指摘されている。また、子若協議会の位置付けという意味では、要保護児童対策地域協議会や青少年問題協議会のような子供・若者の支援を目的とした他のネットワークとの違いや関係性についても明確な方向性が示されていないがゆえに、地方公共団体の子若協議会の重要性についての理解が進まないといった指摘もなされた。

国として、子供・若者が直面している困難やその背景について、内閣府を始めとした関係府省庁からの情報発信を行ってきているものの、子若協議会の設置の必要性という観点から取りまとめられたものは少ないのが現状であり、また、子若協議会設置・運営指針についても、現在の状況と前提が異なっている部分も少なくない。

これらの指摘に対する国の対応の方向性について、有識者から以下のとおり提言があった。

- 子若協議会が、国が定める既存の取組・ネットワークの中で、どのような目的と位置付けを帯びたネットワークであるのかを示すことが重要である。その上で、子若協議会の設置が求められる背景や当事者である子供・若者が抱える悩みについて整理していくことが求められる。そのような情報は、内閣府の子供・若者白書や子若協議会設置・運営指針の改訂という形で提供していくべき。
- 具体的な取組として期待されることとして、まず何よりも、内閣府及び厚生労働省、関係する府省庁間の間で、困難を抱える子供・若者に対する政策について共有し、それぞれの取組の関係性を明確にするため協議することが挙げられる。また、子供・若者支援という目的では一緒でも、それぞれのネットワークや政策が想定している子供・若者

像や解消したい悩みの内容が異なる場合は、ネットワークごとの役割分担について国レベルで検討を進めていくことが必要であると考えられる。その上で、子若協議会の必要性が高まっている背景や、設置プロセスや体制構築の在り方について、いくつかのベストプラクティス、類型を提示する形で提示することができれば、地方公共団体レベルでの子若協議会設置の検討を後押しできると考えられる。その際、既存ネットワークの機能に子若協議会の機能を付け加えるといった運用も可能であるなど、子若協議会の設置の柔軟性についても実例とともに提示できると実現可能性は高まるだろう。

- こういった情報提供は、子供・若者白書への掲載あるいは子若協議会設置・運営指針の改訂という形で取りまとめ、未設置団体向けの研修などを通じて説明する機会を設けることで浸透を図ることができると考えられる。

子若協議会の運営面の課題及び対応の方向性（国レベル）

子若協議会の運営という面では、子若協議会運営に関わるサポートに関する意見が寄せられた。

例えば、現在、ネットワーク事業等により、子若協議会の設置・推進に関わる活動については一定のサポートを受けることができる。しかしながら、当該事業の中で補助されるのは、研修会等の会議や専門家の派遣等、一部の活動に限られている。また、各地の子若協議会の活動は地方公共団体ごとに計画されるため、必然的に研修会のテーマや講師は各地方公共団体の知見の範囲内で検討されることになる。地域によってはその時その時の運営ニーズに合った内容の検討や専門家が思い当たらないという時に、国のサポートがあれば助かる、というリクエストも寄せられた。

その一方で、定期的で開催される内閣府主催の中央研修大会などの研修機会は、全国の支援者が相互理解・情報共有を進める場として支持されていることもヒアリングの中で示されている。運営面に関しては、現行の取組は評価されるべきではあるものの、各地の取組がさらに発展していくために工夫できる余地は少なくないと考えられる。

これらの指摘や課題に対する国の対応の方向性について、有識者から以下のとおり提言があった。

- 例えば、国レベルで実施すべきアクションとしては、サポートメニューの充実化が挙げられる。具体的には、各地の取組内容から専門家や講師のデータベースを作成したり、都道府県レベル・市区町村レベル（人口規模別・調整機関を担っている部署別）ごとに子若協議会運営の好事例を収集したりすることなどは追加的な金銭コストを比較的かけずとも実施できると考えられる。また、地域ネットワーク推進事業のサポート範囲として、研修会の講師以外にも、当該年度の活動計画の策定や振り返りを行うための会議

のファシリテーターや助言者として有識者を招へいすることなども含めることで、地域の取組に伴走する専門家との接点を提供することも可能であろう。加えて、遠方で活動する専門家の参加を容易にするために、オンラインでの研修会の開催にも便宜を図る等の工夫を施すことで、協議会の効率的かつ実効性の高い運営をサポートすることが可能になると考えられる。

- 現在行われている中央研修についても、都道府県の子若協議会担当者と、市町村の担当
者で役割が異なることから、都道府県の担当者のみを対象とした研修会など、参加者
を絞り込んだ部会レベルでの開催なども効果的であると考えられる。また、そういった
取組の成果や実情を踏まえ、子若白書の発行や子若協議会設置・運営指針の改訂といっ
た形で随時発信していくことが重要であると考えられる。

(2) 都道府県設置の子若協議会における課題及び今後のアクション

本調査におけるヒアリングでの指摘をベースにしつつ、都道府県の子若協議会の設置・運営を推進していく上での問題及び課題認識、今後のアクション（有識者提言）について図表 11 のとおり整理した。

図表 11 都道府県レベルでの取組の課題及び今後のアクション（有識者提言）

	設置	運営
指摘内容	<ul style="list-style-type: none"> Y 検討が不十分な状態で子若協議会を立ち上げてしまった 	<ul style="list-style-type: none"> Y 子若協議会の形骸化・マンネリ化 Y 県域が広範な場合、研修会等に集まるのが困難 Y 具体的な相談・ケースに対応することが困難 Y 市町村へのアプローチが不十分
課題	<ul style="list-style-type: none"> Y 地域の実情を踏まえた子若協議会の設計 	<ul style="list-style-type: none"> Y 参加率を高めるための運営上の工夫・有益な情報提供 Y 都道府県設置の子若協議会と市町村設置の子若協議会の関係の明確化 Y 定期的な体制の見直し Y 市町村への適切なアプローチ

<p>今後の アクション（有識者提言）</p>	<p>Y 地域の子供・若者問題及び支援の現状の把握、他地域事例の収集</p> <p>Y 上記を踏まえた適切な規模及び運営方法の検討</p>	<p>Y その時々ホットトピックの提供や模擬ケースの検討、当該テーマに詳しい有識者の招へい</p> <p>Y 子若事業に活用可能な事業メニューの紹介</p> <p>Y 支援者支援（支援者のケア）</p> <p>Y オンライン会議・研修会の開催</p> <p>Y 地方公共団体間・地方公共団体と支援機関間のネットワーキング</p> <p>Y 都道府県設置の子若協議会と市町村設置の子若協議会との間の関係性についての検討</p> <p>Y 定期的な構成機関の見直し</p> <p>Y 子若協議会設置ありきではない“御用聞きスタイル”での市町村との対話</p>
-----------------------------	---	---

出典）ヒアリング等をベースに作成

子若協議会の設置面の課題及び対応の方向性（都道府県レベル）

都道府県レベルの子若協議会の設置の面では、設置に関する検討の不十分さが問題点として挙げられた。庁内の類似のネットワーク体の構造や参画機関の構成を模倣したり、子若協議会設置・運営指針に記載された構成をそのまま導入したりした場合、その後の運営に支障をきたす事例が少なくない。参画機関にとって、なぜ自組織が子若協議会の構成機関となっているのかが不明瞭な場合には、会議等に出席する必然性が低いため、欠席しがちとなる。そのような機関が多い場合には、会議全体の欠席率が高まり、会議が不活性化してしまう。また、子若協議会設置・運営指針に記載された関係機関を全て集めると、会議の構成機関が多くなりすぎ、調整機関の調整コストが非常に膨大となる。

こういった問題が発生するのを防ぐために、子若協議会の設置検討時には、他地域の事例を参照にしても模倣せず、地域の実情に合わせて必要な部分のみを取り入れていくことが重要である。また、その検討のために十分な時間を確保し、参照先の地域の取組の実情を把握するために視察などを組み合わせて理解度を高めていくことが望ましい。

設置に当たって検討すべき点としては、当該地域における子供・若者の状況、地域における支援の状況などの現状把握がまず重要である。その上で、類似の社会課題を抱えていたり、人口規模や支援機関の集積状況が同等の地域での取組を参考にしながら、子若協議会の目的及び構成、年間スケジュールや議題等を設計していくことが重要である。

例えば、東京都立川市では年間の代表者会議及び実務者会議の開催回数や開催のタイミング、各会議の大まかな議題について定め、基本的には毎年その構成に沿って検討を進めている（図表 12）。このように会議の運営方針について定めておくことで、参画機関が参加する目的や意義が明確化されるというメリットがある。また、調整機関を担う担当課にとっても、担当者の異動による影響を軽減することができる。

図表 12 立川市における標準的な年間運営スケジュール



出典）立川市資料を基に作成

子若協議会の運営面（都道府県レベル）

都道府県設置の子若協議会の運営面については、会議のマンネリ化や形骸化リスク、広域から研修会等に参加してもらうことの困難さ、個別具体のケースに対応することの困難さといった子若協議会の運営に関するものと、未設置地域へのアプローチの不十分さなど、子若協議会の設置促進に関わる課題が挙げられる。

前者の課題への対応方針としては、子若協議会を構成する会議や研修の質を上げていくことがポイントとなる。具体的には、時宜にかなった話題に関する情報提供や有識者による講演や研修機会の提供、子若協議会の構成団体や県下地方公共団体が活用可能な事業や助成金

メニューの紹介、ワークショップやグループワークなどを通じた地方公共団体間・官民間の相互理解・情報共有の機会の提供などが有効であると考えられる。また、ヒアリングの中で、地方公共団体の総合相談窓口などで相談支援を担う相談員に対するケア、スーパーバイズの重要性が指摘されていたが、こういったサポートを県が行うことで、都道府県全体の支援力の向上、都道府県と市区町村との連携が円滑になっていくと期待される。特に子若協議会設置済みの市区町村に対しては、都道府県設置の子若センターに当該市区町村の相談が寄せられた場合の連携方法等を個別に調整するなどの活動も重要であろう。

例えば愛知県豊橋市では、子供・若者支援に関わる関係支援機関との連携関係の構築を目的として定期的に「支援機関フォーラム」を開催している。このフォーラムでは、ワークショップ形式の“ざっくばらんな情報交換会”を通して、「顔と顔が見える関係」をコンセプトとした関係支援機関相互の連携が構築されている。

こうした機会を提供していくことで、都道府県の子若協議会を活性化するのみならず、都道府県下の地方公共団体の子若協議会設置促進や活動の充実ということにもつながっていくと考えられる。

愛知県豊橋市の支援機関フォーラムの様子



加えて、これらの取組をオンラインで実施することを選択できるようになれば、地域の広い都道府県においても市区町村に対して情報を提供することができるようになると期待される。

子若協議会の目的を達成するために、ここまで述べてきたような取組を行うことで子若協議会の構成機関間の連携を深めていくことは可能であるが、定期的に子若協議会の体制や取組内容を振り返り、状況に合った活動に調整していくことも重要である。その際の選択肢として、活動規模に合った体制構築、構成機関数の調整などを行うことで、無理のない子若協議会運営を続けていくことができると考えられる。

都道府県設置の子若協議会のもう一つの役割である、都道府県下の市区町村における子若協議会の設置促進という面では、都道府県と市区町村との間のコミュニケーションがうまく取れないことが課題として挙げられる。

都道府県から市区町村へアプローチする場合の最初の問題は、都道府県の担当課から見て、各市区町村の子供・若者支援の担当課がどこなのかが分かりづらい点が挙げられる。市区町村によって、青少年部局、福祉部局、教育部局など子供・若者支援を担う担当課が異なっているため、都道府県の担当課とつながりがない市区町村へはアプローチが難しいというのが実情である。また、市区町村の担当課を把握し、都道府県が市区町村とやり取りをする際、いきなり子若協議会の設置を全面に出して話を始めるとうまくいかない場合が多い。多くの市区町村においても子供・若者支援の必要性は認識されているものの、既存業務への対応で繁忙な状態に置かれていることがほとんどである。その状況を踏まえずに子若協議会の設置を提案されたとしても、前向きに対応しようという市区町村が現れることを期待することは難しい。市区町村設置を推進することを目的とした場合の都道府県のスタンスとして重要なことは、そのような市区町村の実情を理解した上で、子若協議会の設置を押し出すのではなく、どうすれば当該市区町村で生活する子供・若者が自立に向けて成長していける環境を整えていくことができるのかを共に考えるスタンスで臨むことであると考えられる。本事業におけるヒアリング調査においても、岡山県が継続的に県下の全ての市区町村を直接訪問し、各地方公共団体の子供・若者関連の取組をヒアリングし、市区町村の状況を踏まえた取組と一緒に考えることを続けた結果、同県勝央町や津山市などでの子若協議会設置につながっていることが指摘されている。コロナ禍において直接コミュニケーションすることが困難な状況下ではあるが、市区町村の担当課との丁寧なコミュニケーションを重ねることが重要であると考えられる。

(3) 市区町村設置の子若協議会における課題及び今後のアクション

本調査におけるヒアリングでの指摘をベースにしつつ、市区町村の子若協議会の設置・運営を推進していく上での問題及び課題認識、今後のアクションについて図表 13 のとおり整理した。

図表 13 市区町村レベルでの取組の課題及び今後のアクション（有識者提言）

	設置	運営
指摘内容	<p>Y 子供・若者支援の必要性を感じていない、感じていても子若協議会の必要性を感じていない。子若協議会の必要性を感じているが何をしたいか分からない。</p>	<p>Y 子若協議会の形骸化・マンネリ化</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 他のネットワークとの違いが分からない。メンバーも重複しており説明が難しい。 ◦ 子若協議会の体制や運用面での検討が不十分なまま設置してしまう。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 子供・若者問題に関する意識の醸成、対応の必要性の喚起、運用の柔軟性についての説明 ◦ 他のネットワークとの関係の整理 ◦ 地域の実情に合った子若協議会の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加率を高めるための運営上の工夫・有益な情報提供 ◦ 責任者だけでなく現場の支援者を巻き込む仕組みづくり
今後のアクション (有識者提言)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 実態調査あるいは推計値による問題の具体化 ◦ 庁内の合意形成、裁量権者への情報提供 ◦ 活動の中で他ネットワークとの違いを見せていく・ネットワークが重複していることを逆に活用する ◦ 専門家や先行的な取組をしている地方公共団体とつながる。 ◦ 模倣ではなく取捨選択 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 模擬ケースの検討 ◦ ワークショップ形式での会議の開催 ◦ オンライン形式の会議や研修会の開催 ◦ 当該年度の活動内容から得られた経験を次年度の活動内容に反映し、実情に合わせた運用設計をする。

出典) ヒアリング等をベースに作成

子若協議会の設置面の課題及び対応の方向性(市区町村レベル)

市区町村レベルの子若協議会の設置面での問題としては、担当課が子供・若者支援の必要性を認識していたとしても、それ以外の部署や地域全体として子供・若者の問題が存在することが認知されていなかったり、問題が認識されていたとしても子若協議会が打ち手の選択肢として認識されていなかったりするため設置が進まないという点が挙げられる。特に小規模な地方公共団体においては、地域内の若者の絶対数が少ないため、困難を抱える子供・若者の人数のインパクトは限定的であり、問題として取り上げる必要はないと判断する地方公共団体は多い。また、要保護児童対策地域協議会や青少年問題協議会といった既存のネットワークがあるため、追加的に子若協議会を設置する必要性は低いと考える地方公共団体も多い。庁内がそのような状態にある場合、担当課は必要性を説明するために非常に苦勞することになる。このような場合には、現に地域において困難に直面している子供・若者が存在すること、既存のネットワー

クでは充分支援しきれていないことを根気強く説明していくことが重要である。また、都道府県や国からの働き掛けや地域内外の有識者からの後押しなどを利用して、裁量権者に子供・若者支援の重要性についての認識を高めてもらうことも重要である。

これらの取組の結果、子若協議会を設置することが決まった地域では、子若協議会の体制や運用方法について検討していくことになるが、類似の地方公共団体の取組を単に模倣するのではなく、地域の実情に合わせて先行事例を取捨選択して取り入れていくことが重要である。市区町村それぞれ抱えている問題や支援リソースの構成は異なる。他地域の取組をそのまま取り入れても、子若協議会を運営していく段になって実態にそぐわない取組であることが顕在化し、結果的に子若協議会が形骸化してしまうことにもつながりかねない。都道府県レベルでの子若協議会と同様、設置することを決定した後の体制の検討は充分に行うことが重要であると考えられる。

子若協議会の運営面の課題及び対応の方向性（市区町村レベル）

子若協議会の運営面でも、都道府県同様に、子若協議会の形骸化やマンネリ化が問題視されている。対応の方向性も基本的には同様であり、構成機関のニーズに沿った情報提供や参加したいと思える議題やコンテンツを盛り込むことが重要である。また、市区町村設置の子若協議会の場合には、具体的なケースを扱う場面が都道府県設置の子若協議会よりも多くなると思われることから、代表者や実務者に加えて、相談窓口等で実際に支援に当たっている支援員を巻き込む工夫等も、地域の支援力を高めていく上では有効であると考えられる。

具体的な取組としては都道府県の項で述べたことに加え、模擬的なケースを使つての支援のシミュレーションの実施なども現場レベルでの連携体制を構築していく上では有効であると考えられる。また、中長期的に運営していく過程で、子若協議会の体制や活動内容を見直すことも定期的に行っていくことで、子若協議会の実効性を維持していくことが可能になると考えられる。

3 まとめ

子供・若者を取り巻く環境はそれぞれ異なり、ゆえに彼らが直面する困難な状況もそれぞれ異なる。その困難は、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待など、非常に多岐にわたるものであり、また、いくつかの困難が複合的にあらわれ、その困難をさらに複雑なものとしているケースも見られる。こうした困難を有する子供・若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要であり、生まれ育った環境等によって、子供・若者の未来が左右されることのないよう、関係機関の連携が強く求められ、子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実が必要である。

子若協議会は、地方公共団体において、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るために設置されるものであるが、子若協議会を通じて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行いつつ対応する「横のネットワーク」と、子供・若者期の年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による、社会生活を営む上での困難を有する子供・若者やその家族に対する重層的・継続的な支援の推進体制として機能することが求められる。

内閣府では、各地方公共団体における子若協議会の設置及び活用を推進するため、「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施しており、令和2年度は、対象となる地方公共団体において講習会やスーパーバイズなどを実施した。

平成22年の子若法施行から10年が経過したが、令和3年1月1日現在、全国で128地域に子若協議会が設置されているにとどまる状況にある。特に市区町村における設置数が少なく、地域によって子若協議会の設置の有無に偏りがある現状がある。

「横のネットワーク」と「縦のネットワーク」による重層的・継続的な支援の推進体制として、子若協議会の地方公共団体における整備を加速するとともに、各地の子若協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図っていく必要がある。さらに、年齢による切れ目なく適切な支援が提供されるよう、子若協議会と、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会やポスト青年期を過ぎた者を支援する機関・団体との連携を推進することも必要である。

今回のヒアリング調査では、岩手県及び岡山県と各県下の地方公共団体から、子供・若者支援の取組の現状や今後の課題等について様々な意見が提示され、これを踏まえ、前項2において、子若協議会の現状と、国・都道府県・市区町村レベルでの子若協議会設置・運営に関する課題と打ち手について検討を行った。

ヒアリング調査や、これまでのネットワーク事業を通じて言えることの一つは、多くの地域において、子供・若者の抱える悩みの多様化や深刻化が社会的な問題として認識されるように

なっているという点である。加えて、それに対応する形で子供・若者に提供される支援にも厚みが出てきていることも示唆された。

ただし、社会全体で子供・若者に対して様々な支援が提供されること自体は歓迎されるべきことである一方、これらの支援サービスをどのように併用していくのか、連携させていくべきかについては、国・都道府県・市区町村それぞれ行政レベルでは、模索の状態が続いていると言えるのではないかと。

子若協議会というネットワークと、要保護児童対策地域協議会や青少年問題協議会のような他のネットワークの役割と接点をより明確化していけば、都道府県や市区町村レベルでも子若協議会や総合相談窓口の必要性や重要性に関する理解が進み、結果的に子若協議会の設置が進むと考えられる。

次に、都道府県の子若協議会については、支援ネットワークを構築済みの地域への支援だけでなく、未構築の市区町村へのサポートも提供することで、地域全体で子供・若者支援体制を構築していくことが重要である。都道府県レベルでの子若協議会の設置は全国的に進んでいるものの、都道府県設置の子若協議会が子供・若者に対して具体的な支援を行うことは難しい。きめ細かい支援を行う市区町村レベルのネットワークと、高い専門性と幅広い構成機関を持つ都道府県のネットワークが連動することで多様な支援を提供することが可能になる。現行の子若協議会設置・運営指針では都道府県設置の子若協議会の役割として、市区町村における子若協議会の設置促進には言及していないものの、重要な役割であることは間違いない。その際、「子若協議会をつくらなければならない」というスタンスではなく、「都道府県と市区町村とで、地域で生活する子供・若者のために何ができるか」という視点で共に考え、活動していくというスタンスで取り組んでいくことが重要である。

最後に、市区町村設置の子若協議会については、当事者である子供・若者に最も近い支援ネットワークとして、彼らのニーズに応じた柔軟かつ多様な取組も考えていく必要があるのではないか。子若協議会及び総合相談窓口の仕組みは、各地の創意工夫や特徴的な取組を実装できるよう、比較的柔軟な構造になっている。見方によっては、仕様が精緻に定められているわけではないので何をすればよいのかわからない印象を持たれがちであるが、成果を挙げている地域の取組を見ていると、逆に、この仕組みの柔軟さをうまく活用している地域が多い。例えば、福岡県北九州市の子ども・若者総合相談窓口の役割を担っている「子ども・若者応援センター YELL」では、相談支援以外にも就労支援やイベント開催など、様々な活動を行っている。目の前にいる子供・若者のニーズに応じる形で新しいサービスを提供できるのも、子若協議会及び子若センターを規定する制度の柔軟性によるところが大きいと思われる。

すでに子若協議会を設置している地域も、未設置の地域も、地域の実情に応じた多様な支援を企画・実施できるプラットフォームとしてこの仕組みを活用することで、それぞれの地域のニーズに応じた、実効性の高いサービスを提供することができると考えられる。

平成 21 年に子若法施行から 10 年以上が経過し、さらに昨今のコロナ禍も加わり、子供・若

者を取り巻く環境も様々に変化しつつある中で、子供・若者を支援するための仕組みも変化していくことが求められている。国・都道府県・市区町村レベルでこれまでの取組を振り返り、子供・若者の実情やニーズに合わせた取組とは何か、今一度考え直すべき時期が来ていると考えられる。

本報告書は、内閣府における子若協議会設置・運営指針の改訂や、子供・若者育成支援施策の実施に関し、参考としていきたい。また、各地方公共団体におかれては、本報告書の子若協議会の設置・運営等の参考とするとともに、各地方公共団体における子供・若者育成支援の充実に資するよう活用いただくと幸いである。

